

「ちょうふ^{リクリッド}Liqlid(市民参加オンラインプラットフォーム)」運用ガイドライン

令和8年5月1日

1 本ガイドラインの対象システム

「ちょうふ^{リクリッド}Liqlid(市民参加オンラインプラットフォーム)(以下「ちょうふ Liqlid」という。)」は、調布市(以下「市」という。)との委託契約に基づき、次の運営事業者が運営を行うシステムです。運営事業者は、市のセキュリティポリシーを遵守してちょうふ Liqlid を運営しています。

システム名: Liqlid 運営事業者: 株式会社 Liquitous URL: https://chofu-city.liqlid.jp/ 委託件名: ちょうふ Liqlid 運用等業務委託(令和8年4月1日契約締結)

2 ちょうふ Liqlid の開設目的

市の様々な取組において、市民との対話機会を創出するに当たり、より幅広く、より多くの方の参加につなげることを目的に、インターネットを活用した時間や場所にとらわれない参加方法を試行的に取り入れ、その有効性を検証するとともに、より効果的な活用について検討するため、ちょうふ Liqlid を開設・実証運用します。

3 本ガイドラインの目的

- (1) 本ガイドラインは、ちょうふ Liqlid の運用に当たって、市と、市以外にちょうふ Liqlid を利用する皆様(以下「ユーザー」という。)との約束として定めるものです。
- (2) ユーザーは本ガイドラインのほか、運営事業者である株式会社 Liquitous が Liqlid の利用に当たって同意を求める利用規約等(以下「Liquitous 規約等」という。)の内容に同意し、これを順守するものとします(以下、本ガイドライン及び Liquitous 規約等を総称して「各ガイドライン」という。)
- (3) ユーザーは、ちょうふ Liqlid の利用に当たり、必ず各ガイドラインを十分にお読みいただくものとし、本システムを利用した場合は、各ガイドラインに同意したものとみなします。

4 ちょうふ Liqlid の運用期間

- (1) 令和7年7月18日から令和9年3月31日まで。ただし、この期間は延長することがあります。

- (2) 市は、事前にちょうふ Liqlid 上での案内その他の適切な方法を用いて、ユーザーに対して通知することにより、ちょうふ Liqlid を終了することができるものとします。ただし、緊急の場合その他事前の通知が困難な場合は、事後に通知することも妨げられないものとします。
- (3) なお、上記(1)に記載の期間は実証運用期間です。

5 ユーザーの利用可能時間

24時間(ただし、システムのメンテナンスが必要になった場合、当該メンテナンスに要する時間を除く。)

6 アカウントの登録及び削除

- (1) ユーザーは、運営事業者が定める方法により、アカウントを登録するものとします。
- (2) 市は、ちょうふ Liqlid にアカウントを登録する際に、ユーザーから次の情報の入力をお願いします。
【ニックネーム、LINE またはメールアドレス、パスワード、生年月、住まいの地域(市区町村)、調布市との関わり(在住・在学・在勤・上記以外(定期的に来訪する)・上記以外(関心がある)・その他)】
- (3) ちょうふ Liqlid 上で意見等を投稿する際、意見等の集計・分析の参考とするため、前項の項目を追加して伺うことがあります。
- (4) ユーザーは、アカウント削除を希望する場合には、随時に運営事業者が定める方法により、アカウントを削除できるものとします。
- (5) 運営管理者は、各ガイドラインに定める禁止事項に抵触する行為があった場合、当該アカウントの削除を行うことができるものとします。

7 順守事項

- (1) 知的財産権
- ア ちょうふ Liqlid において市によって掲載された個々の情報(文書、写真、イラストなど。コンセプト及びノウハウ等を含む。)の著作権は、その全てにおいて市に帰属します。
- イ ユーザーは、ちょうふ Liqlid に対して投稿した情報について、著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 禁止事項
- ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、市は、予告なく発言又はユーザーアカウントの削除等を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- ① 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの

- ② 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ③ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ④ (1)の定めによるもののほか、市又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- ⑤ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥ 人権・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの
- ⑧ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ⑨ 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ⑩ 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ⑪ 有害なプログラム等・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ⑫ Liquidus 規約等において禁止されている行為に該当するもの
- ⑬ その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

8 市による個人情報の保護

- (1) 市は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)及び調布市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第29号)の規程に基づき、個人情報を適切に収集、利用及び管理します。
- (2) 市は、ちょうふ Liqid におけるユーザーのアカウント登録時に、6(2)及び(3)のとおり、所定の方法で本人から直接情報を取得します。
- (3) ちょうふ Liqid では、ユーザーのアクセスにより、Cookie、アクションログ等の情報を取得することがあります。
- (4) 市は、利用者の意思によるものを除くほか、ちょうふ Liqid を通じた個人情報の収集は行いません。ただし、個人情報を含まない統計情報については、必要に応じて作成し、又は公開することがあります。

9 免責事項

- (1) 市は、市アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保障するものではありません。
- (2) 市は、ユーザーが市アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、市の故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- (3) 市は、ユーザー間、もしくはユーザーと第三者間のトラブルによってユーザー又は第三者に生じた損害について、市の故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- (4) 市は、前3項に定めるもののほか、市アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じた損害について、市の故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

- (5) ユーザーは、自己の判断と責任に基づき、ちょうふ Liqid を利用するものとします。
- (6) ちょうふ Liqid を利用するために発生する環境の整備費、通信費その他一切の経費は、ユーザーの自己負担によるものとします。
- (7) 市は、本ガイドラインを予告なく変更する場合があります。本ガイドラインの変更の効力が生じた後、ユーザーがちょうふ Liqid を利用した場合は、変更後のガイドラインの全ての記載内容に同意したものとみなされます。

10 問い合わせ先

調布市行政経営部企画経営課(共創推進担当)

電話:042-481-7368・7369

メール:csc@city.chofu.lg.jp